

千葉市告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和元年5月17日

千葉市長 熊谷俊人

名称	所在地	廃止年月日
(診療所)		
鎌取セントラルクリニック	千葉市緑区おゆみ野4-12-5	平成31年3月31日
(歯科)		
糸田歯科医院	千葉市中央区蘇我3-41-48	平成30年9月30日
(薬局)		
有限会社ケイエス みどりヶ丘薬局	千葉市緑区おゆみ野中央4-26-7	平成31年3月31日
有限会社ケイエス はるのみち薬局	千葉市緑区おゆみ野中央1-23-17	平成31年3月31日
しんせい薬局	千葉市緑区おゆみ野中央6-14-7	平成31年3月31日
すずらん薬局	千葉市緑区おゆみ野南4-1-1	平成31年3月31日